

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	鶴保 康介	(自民)	大久保 勉	(民主)	熊谷 大	(自民)
理事	姫井 由美子	(民主)	小西 洋之	(民主)	野村 哲郎	(自民)
理事	松浦 大悟	(民主)	斎藤 嘉隆	(民主)	藤井 基之	(自民)
理事	松野 信夫	(民主)	田城 郁	(民主)	藤川 政人	(自民)
理事	岡田 直樹	(自民)	藤末 健三	(民主)	若林 健太	(自民)
理事	野上 浩太郎	(自民)	藤本 祐司	(民主)	木庭 健太郎	(公明)
理事	渡辺 孝男	(公明)	前川 清成	(民主)	柴田 巧	(みん)
	相原 久美子	(民主)	青木 一彦	(自民)	井上 哲士	(共産)
	江崎 孝	(民主)	石井 浩郎	(自民)	荒井 広幸	(日改)
	大河原 雅子	(民主)	磯崎 仁彦	(自民)	又市 征治	(社民)

(23. 2. 14 現在)

（1）審議概観

第177回国会における本委員会付託案件は、平成二十年度決算外2件（第173回国会提出）、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（いずれも第173回国会提出、第176回国会衆議院送付・本院継続審査）、平成二十一年度決算外2件（第176回国会提出）並びに本院議員提出法律案2件である。

審査の結果、平成二十年度決算外2件はいずれも是認すべきものと決し、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書はいずれも承諾を与えるべきものとした。また、平成二十一年度決算外2件及び本院議員提出法律案2件はいずれも審査継続とした。

〔平成二十年度決算の審査〕

平成二十年度決算外2件は、第173回国会の平成21年11月24日に提出され、本委員会に付託された後、審査を継続し、第176回国会に質疑を終局した。

今国会においては、2月14日、まず、

委員長より「1. 本件決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下8項目＜略＞）」旨の議決案が示され、併せて、5項目からなる平成20年度決算審査措置要求決議案が示された。

続いて討論に入り、日本共産党より、平成二十年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。次に、民主党・新緑風会より、平成二十年度決算外2件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党より、平成

二十年度決算外 2 件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十年度決算外 2 件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、たちあがれ日本・新党改革より、平成二十年度決算外 2 件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成二十年度決算は賛成多数により是認すべきものと決し、内閣に対する警告は、全会一致をもって議決した。内閣に対し警告する事項は、①平成20年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、②公益法人に対する国等からの公費支出の必要性の検証等、③独立行政法人の会計経理及び業務運営等における不適切な事態、④高度救命処置シミュレーターに係る消防庁の不透明な調達、⑤国及び地方自治体における不適正な会計経理、⑥独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適切な経理等、⑦航空自衛隊の調達における官製談合、⑧独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における不正常な状況、である。

次に、平成20年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①国が公益法人に発注している調査研究事業の見直し、②独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化、③在外公館における会計経理等の見直し、④公共事業における需要予測の改善、⑤会計検査院の懲戒処分要求への対応、である。

次に、平成二十年度国有財産増減及び

現在額総計算書は賛成多数により是認すべきものと決定し、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって是認すべきものと決定した。

また、同月14日、平成二十年度決算外 2 件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、①国土交通省及び独立行政法人水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施、②特別会計改革の実施状況等、の 2 項目である。

[平成二十年度予備費及び平成二十年度決算調整資金の審査]

平成二十年度予備費関係 2 件及び平成二十年度決算調整資金は、第173回国会の平成21年11月24日に提出、第176回国会平成22年11月16日に衆議院から送付され、同年12月 2 日に本委員会に付託された後、継続審査となった。

今国会においては、2月14日、3件を一括して野田財務大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成二十年度予備費関係 2 件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の 3 件について、いずれもその承諾に反対する旨の意見が述べられた。続いて、民主党・新緑風会より、平成二十年度予備費関係二件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の 3 件について、いずれもその承諾に賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書は承諾に反対、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増

額調書は承諾に賛成、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十一年度決算の審査〕

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出された。

今国会においては、2月16日、本会議において平成二十一年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に野田財務大臣から概要説明を聴取し、3月11日及び4月25日に全般質疑を行った。その後、省庁別審査計6回、野田財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑を行った。また、8月11日、財務省会計セ

ンター、財務本省（主計局）及び会計検査院の視察を行った。

平成二十一年度決算審査における質疑の主な項目は、平成21年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、福島第一原子力発電所の事故により露呈した安全対策の不備等、中央防災無線網整備事業に対する会計検査における検査の妨害、高速増殖原型炉もんじゅにおけるトラブルの続発と通報の遅れ、バイオマスの利活用に関する政策の非効率な実施状況、などである。

〔国政調査〕

2月16日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴いた。

（2）委員会経過

- 平成23年2月14日（月）（第1回）
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第173回国会提出）
平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第173回国会提出）
- 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第173回国会提出）
以上3件について野田財務大臣から説明を聴き、同大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、片山総務大臣、江田法務大臣、松本内閣府特命担当大臣、大畠国土交通大臣、北澤防衛大臣、枝野内閣官房長官、前原外務大臣、西村会計検査院長及び政府参考人に對し質疑を行い、

討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

（平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第173回国会提出））

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民

（平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第173回国会提出））

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

- (平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第173回国会提出）)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民
反対会派 共産
- 平成二十年度決算外2件について討論の後、平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書を議決し、平成二十年度決算審査措置要求決議を行い、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、野田財務大臣、片山総務大臣、前原外務大臣、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、北澤防衛大臣及び蓮舫国務大臣から発言があった。
- (平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民
(内閣に対する警告)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民
反対会派 なし
- (平成二十年度決算審査措置要求決議)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民
反対会派 なし
- (平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民
(平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書)
- 賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民
反対会派 なし
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。
- 平成23年2月16日(水)(第2回)
- 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書
平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 以上3件について野田財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成23年3月11日(金)(第3回)
- 全般質疑—
- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 平成二十一年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることが決定した。
- 平成二十一年度決算外2件について菅内閣総理大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、北澤防衛大臣、高木文部科学大臣、松本内閣府特命担当大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、大畠国土交通大臣、片山総務大臣、江田法務大臣、松本外務大臣、枝野内閣官房長官、与謝野国務大臣、平岡総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- [質疑者]
- 藤谷光信君(民主)、※外山斎君(民主)、
※加賀谷健君(民主)、野上浩太郎君(自民)、
※岡田直樹君(自民)、※岡田広君(自

民)

※関連質疑

○平成23年4月25日(月)(第4回)

—全般質疑—

○理事の補欠選任を行った。

○平成二十一年度決算外2件について菅内閣総理大臣、海江田国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、大畠国土交通大臣、自見内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、片山総務大臣、細川厚生労働大臣、北澤防衛大臣、高木文部科学大臣、松本外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、渡辺孝男君(公明)、柴田巧君(みん)、井上哲士君(共産)、荒井広幸君(日改)、又市征治君(社民)

○平成23年5月16日(月)(第5回)

—省庁別審査—

○平成二十一年度決算外2件中、国会、会計検査院、法務省、警察庁及び裁判所関係について江田法務大臣、中野国家公安委員会委員長、櫻井財務副大臣、高橋外務副大臣、笠文部科学大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、橋本参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、重松会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

前川清成君(民主)、松野信夫君(民主)、森まさこ君(自民)、藤川政人君(自民)、渡辺孝男君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)、荒井広幸君(日改)、又市征治君(社民)

○平成23年5月18日(水)(第6回)

—省庁別審査—

○平成二十一年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について松本外務大臣、北澤防衛大臣、櫻井財務副大臣、山花外務大臣政務官、広田防衛大臣政務官、徳永外務大臣政務官、重松会計検査院長、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事粗信仁君及び同機構副理事長大島賢三君に対し質疑を行った。

[質疑者]

斎藤嘉隆君(民主)、小西洋之君(民主)、前川清成君(民主)、佐藤正久君(自民)、島尻安伊子君(自民)、秋野公造君(公明)、柴田巧君(みん)、井上哲士君(共産)、荒井広幸君(日改)、山内徳信君(社民)

○平成23年5月23日(月)(第7回)

—省庁別審査—

○平成二十一年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について細川厚生労働大臣、高木文部科学大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣、笠文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長鈴木篤之君に対し質疑を行った。

[質疑者]

田城郁君(民主)、小西洋之君(民主)、平山誠君(民主)、藤井基之君(自民)、熊谷大君(自民)、森まさこ君(自民)、秋野公造君(公明)、柴田巧君(みん)、井上哲士君(共産)、荒井広幸君(日改)、又市征治君(社民)

○平成23年5月27日(金)(第8回)

—省庁別審査—

○平成二十一年度決算外2件中、財務省、国土交通省、金融庁及び株式会社日本政策金融公庫関係について大畠国土交通大臣、野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、小宮山厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、池口国土交通副大臣、梶高環境大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、重松会計検査院長、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君及び同公庫専務取締役板東一彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大河原雅子君(民主)、大久保勉君(民主)、田城郁君(民主)、愛知治郎君(自民)、中原八一君(自民)、岩井茂樹君(自民)、渡辺猛之君(自民)、渡辺孝男君(公明)、中西健治君(みん)、大門実紀史君(共産)、荒井広幸君(日改)

○平成23年5月30日(月)(第9回)

—省庁別審査—

- 平成二十一年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省及び環境省関係について海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、松本環境大臣、福山内閣官房副長官、篠原農林水産副大臣、筒井農林水産副大臣、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、松浦大悟君（民主）、田城郁君（民主）、青木一彦君（自民）、若林健太君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年6月6日(月)（第10回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について玄葉内閣府特命担当大臣、片山総務大臣、蓮舫国務大臣、枝野国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、櫻井財務副大臣、東内閣府副大臣、高橋外務副大臣、鈴木総務副大臣、小泉国土交通大臣政務官、園田内閣府大臣政務官、森田総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長足立盛二郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、姫井由美子君（民主）、江崎孝君（民主）、山谷えり子君（自民）、丸川珠代君（自民）、秋野公造君（公明）、寺田典城君（みん）、紙智子君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月5日(金)（第11回）

— 准総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 平成二十一年度決算外2件について海江田経

済産業大臣、高木文部科学大臣、大畠国土交通大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、自見内閣府特命担当大臣、鹿野農林水産大臣、枝野国務大臣、平野国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、玄葉国務大臣、松本外務大臣、江田環境大臣、片山総務大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、逢坂総務大臣政務官、園田内閣府大臣政務官、尾立財務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長三谷隆博君、株式会社東京穀物商品取引所代表取締役社長渡辺好明君及び東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、大河原雅子君（民主）、大久保勉君（民主）、前川清成君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、中西祐介君（自民）、渡辺孝男君（公明）、秋野公造君（公明）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月31日(水)（第12回）

- 平成二十一年度決算外2件、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）及び国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（参第8号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

— 平成20年度決算審査措置要求決議 —

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国が公益法人に発注している調査研究事業の見直しについて

各府省所管公益法人を契約相手方とする国発注の調査研究事業は、平成19年度の1年間で3,498件、1,260億円に上っている。しかし、これらの事業に関しては、随意契約が件数割合で72.6%と大部分を占め、競争契約でも一者応札の件数割合が58.3%に達するなど、競争性が確保されているとはい難い状況にあること、再委託が行われている契約の件数割合が全体の13.4%あり、その中には再委託率が50%を上回っているものも見受けられること、成果物を公表している調査研究の件数割合が39.9%で、このうちインターネットによる公表は14.3%にとどまっていることなど、多くの課題が本委員会の検査要請に基づく会計検査報告において指摘されている。

政府は、調査研究事業を所管公益法人に発注する必要性について、個別に再点検すべきである。また、今後継続して所管公益法人に調査研究事業を発注する場合においては、契約の競争性及び透明性の更なる向上を図るとともに、当該調査研究事業の成果が広く国民に公表されるよう努めるべきである。

2 独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化について

独立行政法人における法定外福利厚生費の支出について、総務省の調査によれば、平成13年度から21年度までの9年間で、計742億円に上っている。国におけるレクリエーション経費の見直しを契機として、独立行政法人においても法定外支出を廃止する見直しが行われている状況の下で、職員の会費により運営されるべき互助組織に対する費用、昼食代の食券交付や現金給付等の給食費補助事業等、様々な法定外支出が依然として継続されている実態が明らかとなった。また、政府関係機関においても、法定外福利厚生費に関して、同様の支出が確認されている。

政府は、独立行政法人及び政府関係機関の法定外福利厚生費について、その実態把握に努めるとともに、事業の公共性等にかんがみ、社会一般の通念に適合しない互助組織費用等への支出を廃止するなど、その見直しに向けて早急に措置を講じさせるべきである。

3 在外公館における会計経理等の見直しについて

本委員会の要請に基づき、会計検査院が検査を行った大使館や総領事館など51の在外公館においては、そのうち土地、建物等が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16件簿価22億5,630万円に上ること、ワイン等酒類の在庫が平成21年度末に計5万3,167本あり、そのうち経済協力開発機構代表部では年間消費量の30倍に当たる7,896本のワインを保有する一方で、オーストラリア大使館など4公館では酒類の品質が劣化したとして20・21両年度の2年間で計1,044本の酒類を廃棄処分していること、15公館に多額の経費で購入又はリースしている危機管理用テレビ会議システムが、この2年間に危機管理目的での使用実績はなく、それ以外でもほとんど使用されていないことなど、不適切な事態が指摘されている。

政府は、すべての在外公館において適切な会計経理が行われているか詳細に点検し、その実態把握に努めるべきである。また、在外公館において内部統制が十分機能するよう努めるとともに、不要な国有財産の早期処分や酒類の在庫管理等が適切かつ効率的に行われるよう、会計事務の体制を早急に見直すべきである。

4 公共事業における需要予測の改善について

国土交通省は、空港の新設や拡張等に関する需要予測を公益法人等に委託するなどして行っている。しかし、国内線の乗降客数に関する需要予測との対照が可能な68空港について、直近の需要予測と20年度の利用実績を比較すると、実績が予測を上回ったのは9空港にとどまり、残り59空港は実績が予測を下回っている。また、過去に委託した需要予測と利用実績に大きな乖離がみられたにもかかわらず、繰り返し同じ委託先に発注していた事態も見受けられた。そのほか、総務省の行政評価・監視結果においても、道路や港湾等の整備事業に関する需要予測について、適切でない数値

等を使用して実施していたり、早期の見直しを怠っていたりするなどの事例が指摘されている。

政府は、公共事業には多額の国費が費やされることを踏まえ、これまで行われてきた公共事業における需要予測の実態を検証して総括するとともに、調査手法や委託先の選定を見直すなどして、需要予測の精度向上及び透明性の確保に努めるべきである。

5 会計検査院の懲戒処分要求への対応について

会計検査院は、国が21億8,000万円の和解金を支払うこととなった防衛省沖縄防衛局締結の地質調査等に係る業務委託契約において、必要な支出負担行為を行わないまま受託会社に追加業務を実施させる等、会計法令違反の重大な過失があったとして、平成21年12月、57年振りとなる懲戒処分要求を防衛省に対して行ったが、本件に関する政府の一連の対応は、大きな問題を残したと指摘せざるを得ない。

政府は、会計検査院法第31条等に規定される懲戒処分要求が行われた場合、爾後、指摘内容を真摯に受け止め、適切な措置を講ずるべきである。